

(参考)

NPO活動サポート事業（物品提供）実施要領

平成16年(2004年)6月24日付け  
16生N第59号生活環境部長通知

(目的)

第1 この要領は、行政と協働で公益的課題を担っていく県内のNPO（特定非営利活動法人又は法人格を有しない民間非営利組織・市民活動団体・ボランティア団体をいう。以下「NPO」という。）の活動基盤整備に対し支援を図るため、県の機関で不用となった物品を公益上の必要に基づき、NPOに対して提供する場合の実施方法について財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）に定めのあるものほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象者)

第2 本事業の対象者は、次の各号の条件をすべて満たすNPOのうち、県内に事務所を有するものとする。

- (1) 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とすること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。

ア 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

イ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。

ウ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）の統制の下にある団体でないこと。

- (5) 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条の規定による事業報告書等の提出を怠っていないこと。

(対象物品)

第3 本事業により提供する物品とは、規則第214条により分類された物品のうち財産管理者において使用する必要のない備品（車船類、仮設物類、動物類を除く）又は消耗品（小動物を除く）で、破損や汚濁がなく今後十分にNPOの使用に耐えられるも

ののうち次に掲げるもの（以下「提供可能物品」という。）。

- (1) 規則第235条の規定による遊休物品の登録後、おおむね3月以上経過しても所管換の希望がなかったもの
- (2) 同条ただし書きで定めるもののうち、他の財産管理者においても使用する見込みのない消耗品
- (3) 同条ただし書きで定めるもののうち、他の財産管理者においても使用する見込みがなく、かつ、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に定める耐用年数の2倍を経過した備品で、明らかに使用する見込みがないと認められるもの。

（経費負担）

第4 提供可能物品の引き取りにかかる経費は、当該NPOの負担とする。

（実施方法）

第5 本事業を実施するに当たり、財産管理者及び県民協働・NPO課長が行う事務は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 提供可能物品の調査及び情報提供
  - ア 財産管理者は、県民協働・NPO課長からの依頼に基づき、規則第237条の規定により不用の決定をした提供可能物品の状況について、その規格・状態等を調査し一覧表（様式第1号）にとりまとめ、県民協働・NPO課長に報告する。
  - イ 県民協働・NPO課長は、財産管理者から提出された一覧表をもとに提供可能物品に係る情報を県公式ホームページへ掲載し、NPOへの周知を図る。
  - ウ 提供可能物品を希望するNPOは、希望物品申込書（様式第2号）を作成し、県民協働・NPO課長へ送付するものとする。特定非営利活動法人以外にあっては、団体概要書（様式第3号）を添付する。
  - エ 県民協働・NPO課長は、NPOから提出された希望物品申込書のとりまとめを行い、財産管理者へ報告する。
- (2) 提供可能物品の引渡し
  - ア 財産管理者は、県民協働・NPO課長の報告に基づき、提供可能物品のNPOへの引渡しに係る日程調整や必要に応じて提供可能物品の展示等を行う。同一物品に複数のNPOから申込みがあった場合には、抽選により提供先を決定する。
  - イ 財産管理者は、物品を提供する相手先を決定したときは、規則第241条の規定により譲与を決定し、譲与物品送付書（様式第4号）に当該物品を添えて引き渡すとともに、相手方から受領書（様式第5号）を徴する。
  - ウ 財産管理者は、物品を提供する相手先が決定しなかった場合で当該物品を廃棄するときには、県から排出される産業廃棄物の適正処理について（平成15年12月12日 15廃第272号・15廃監第56号）により処分する。

### (3) 実施報告

- ア 財産管理者は、事業実施後、相手方から徴した受領書の写しを県民協働・NPO課長に提出する。
- イ 事業の実施結果は、県民協働・NPO課長がとりまとめ、適宜公表するものとする。

(提供物品の使用及び処分)

第6 財産管理者より物品の提供を受けたNPOは、物品の使用及び処分にあたって、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 当該物品は社会貢献活動に供しなければならない。
- (2) 当該物品を処分する場合は、自治体で定めた廃棄物の処理基準を遵守すること。

(その他)

第7 この要領に定めるもののほか、事業の実施に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。